

「岡山県福祉教育推進検討会」実施要綱

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

1. 目的

学校教育法、社会教育法の一部改正、新学習指導要領の導入等により、様々な場面で福祉を学習素材とした体験活動への関心が高まってきている一方で、市町村社会福祉協議会や福祉施設において様々な混乱や学校教育機関における誤解が生じているという現状がある。そのような中で、岡山県社会福祉協議会（以下、「本会」）では、市町村社会福祉協議会における福祉教育推進の支援として、地域福祉の基盤となるべく、福祉教育の進め方について検討を行い、福祉教育副読本の作成や、福祉教育実践プログラムを作成し、示すことにより、市町村社会福祉協議会における福祉教育の推進を目的に「岡山県福祉教育推進検討会（以下、「検討会」）」を実施・運営する。

2. 委員の構成等

検討会は、以下のとおり委員をおく。

- (1) 検討会は、15名以内の委員をもって構成し、本会会長が委嘱する。
- (2) 委員は、市町村社協職員、学校教職員、福祉施設職員、学識経験者、ボランティア等福祉教育関係機関・団体関係者により構成する。
- (3) 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。また、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- (4) 検討会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選により選任する。

3. 活動内容

検討会は、以下の活動を行う。

- (1) 岡山県の福祉教育の現状を把握し、課題を抽出するために、市町村社会福祉協議会、学校教育機関、福祉施設への調査を実施。
- (2) (1) で把握した課題に対する解決・支援方策の検討。
- (3) 県内及び全国各地における福祉教育実践先進事例の情報収集、分析。
- (4) 上記内容を踏まえて、福祉教育プログラムの開発。
- (5) (4) において作成した福祉教育プログラムの内容を委員の所属において実践。
- (6) 上記についてまとめた福祉教育副読本の作成。

4. 活動の期間

検討会活動は、原則、2カ年をもって一期の活動とする。

5. 事務局

検討会は、社会福祉法人岡山県社会福祉協議会に事務局をおくものとする。

付 則

この要綱は、平成15年6月18日から施行する。

この要綱は、平成17年3月22日から施行する。

第 2 期 (平成17・18年度) 岡山県福祉教育推進検討会 委 員 名 簿

〔敬称略〕

氏 名	所 属
◎ 平松 正臣	関西福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科 助教授 (平成17年度; 吉備国際大学 福祉ボランティア学科 助教授)
山本 浩史	川崎医療福祉大学 医療福祉学部 医療福祉学科 講師
○ 頃安 玲子	津山市社会福祉協議会 主任
那須 克文	岡山市社会福祉協議会 主事
神野 馨	倉敷市社会福祉協議会 主事
宇埜日出男	総社市社会福祉協議会 福祉活動専門員
吉岡 亨祐	総社市社会福祉協議会 福祉活動専門員
劔持 美典	総社市社会福祉協議会 福祉活動専門員
芦田 愛五	津山市立高倉小学校 校長
樫尾 奈奈	倉敷市立長尾小学校 教諭 (平成17年度; 総社市立清音小学校 教諭)
服部 巳貴	特別養護老人ホーム 三清荘
中西 仁志	NPO 法人 サポートセンタージョイ 代表

◎委員長、○副委員長

第2期(平成17・18年度)岡山県福祉教育推進検討会 開催経緯

検討会	開催日時	参加者	内容
第1回	平成17年4月27日(水) 15:30~17:00	9名	・福祉教育とは
第2回	平成17年6月20日(月) 13:30~15:30	10名	・第2期のテーマ設定
第3回	平成17年8月16日(火) 13:30~15:30	12名	・学校、社会福祉協議会における福祉教育について
第4回	平成17年10月17日(月) 15:30~17:00	12名	・社会福祉協議会における福祉教育について
第5回	平成17年12月21日(水) 13:00~15:00	11名	・「社会福祉協議会における福祉教育推進検討委員会報告書」(全社協)について
第6回	平成18年2月14日(火) 13:30~15:30	11名	・福祉教育の推進者とは ・地域の福祉力とは
第7回	平成18年6月19日(月) 13:30~15:30	13名	・福祉教育とは、福祉教育の推進者とは ・学校での実践について
第8回	平成18年8月29日(火) 13:30~15:30	11名	・福祉教育の推進者とは ・地域の福祉力とは
第9回	平成18年11月27日(月) 13:00~14:30	12名	・福祉教育の現状と課題 ・事例検討
第10回	平成19年1月13日(土) 13:00~17:00	11名	・地域の福祉力とは
第11回	平成19年3月9日(金) 13:30~15:30	10名	・「出会いのかたち」について

福祉教育・ボランティア・NPO関連の動き

施策・答申、教育行政の動向		全社協（ボランティア・福祉教育）		岡山県社協（ボランティア・福祉教育）	
		1962	「善意銀行」設置		
		1968	全社協「ボランティア育成基本要項」策定		
1973	「都道府県・奉仕活動銀行補助事業」開始	1970	福祉教育委員会（重田委員会） 全国社会福祉会議	1975	社会奉仕活動指導（現ボランティア・NPO活動支援）センター事業開始
		1977	「ボランティア協力校」指定開始 「ボランティア活動保険」創設	1978	学童・生徒のボランティア活動普及事業（ボランティア協力校事業）開始
		1979	「ボランティア活動振興のための提言」策定		
		1981	福祉教育委員会（大橋委員会）	1982	「夏のボランティア体験」開始 ボランティア交流集会開始 コーディネーター講座開始
1990	福祉関係八法改正	1992	「全国ボランティアフェスティバル」実施	1995	岡山県ボランティア（現ボランティア・NPO活動支援）センター開設
1993	厚生省「国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」 厚生省 中央社会福祉審議会 地域福祉専門分科会意見具申 「ボランティア活動の中長期的な振興方策について」	1993	「ボランティア活動推進7か年プラン構想」 ・ボランティアコーディネーター配置促進 ・ボランティアアドバイザー養成促進	1996	市町村社協ボランティアセンター設置促進支援事業の開始 市町村社協と連携した「夏のボランティア体験事業」実施
1994	厚生省「都道府県ボランティアセンター事業」（現在「ボランティア振興事業」）「市区町村ボランティアセンター活動事業」（現在「ボランティア養成等事業」）実施	1994	「広がれボランティアの輪」連絡会議創設 「ボランティア体験月間（7～8月）」推進	1997	ボランティア仲介システム「ぼらんていあの森」開始 高校生介護等体験特別事業開始 「今ボランティアコーディネーターの時代だ」提言
		1995	阪神・淡路大震災での活動支援		

1995	<p>阪神・淡路大震災</p> <p>「ボランティア元年」</p> <p>日本福祉教育・ボランティア学習学会の設立</p>	1996	<p>「ボランティアコーディネーター、ボランティアアドバイザー養成研修」開催</p> <p>「地域に広がる福祉教育活動事例集」</p>	1998	岡山NPOサポートネットワーク組織化の支援
1996	<p>文部科学省 中央教育審議会 第1次答申</p> <p>・生きる力の育成</p>	1997	「福祉教育プログラム研究委員会」	1999	「福祉NPO実態調査」実施
1997	<p>厚生省・文部科学省 教員免許希望者への「介護等体験特例法」</p> <p>文部科学省 中央教育審議会 答申「21世紀を展望した我が国の教育のあり方について」</p> <p>・子どもたちの介護・福祉に関するボランティア活動を体験することを重視</p>	1998	「介護等体験プログラム」策定		
1998	<p>内閣府「特定非営利活動促進法（NPO法）」施行</p> <p>文部科学省 中央教育審議会 答申「新しい時代を拓く心を育てるために」一次世代を育てる心を失う危機</p> <p>・社会貢献の心を育むボランティア活動の振興</p> <p>厚生労働省 介護保険法施行</p>	1999	<p>「福祉教育ワークブック」作成</p> <p>「障害理解プログラムの手引き」発行</p>		
2000	<p>厚生労働省「社会福祉法」施行（「社会福祉事業法」改正）</p> <p>「ボランティア国際年」</p>	2000	「福祉学習サポーター等養成プログラム等開発委員会」（上野谷委員会）	2000	<p>「教職員のためのボランティア基礎理解セミナー」実施</p> <p>「県民啓発NPOセミナー」実施</p>
2001	<p>内閣府「国民生活審議会総合企画部会最終報告」</p> <p>・我が国におけるNPOの役割と展望</p> <p>・NPO法人制度の見直し</p> <p>内閣府「認定NPO法人制度」</p>	2001	<p>「地域を基盤とした福祉教育・学習活動の推進方策に関する研究開発委員会」（上野谷委員会）（～2002）</p> <p>「福祉教育実践ハンドブック」</p>	2001	<p>「施設ボランティア受入に関する手引き」作成</p> <p>市町村社協中心の「夏のボランティア体験」</p>
				2002	岡山県ボランティア・市民活

<p>2002</p> <p>施行 ・国税庁認定によるNPOへの寄付特例</p> <p>文部科学省「学校教育法」「社会教育法」一部改正 ・ボランティア活動など、社会奉仕・体験活動、自然体験活動、その他体験活動の充実</p> <p>厚生労働省「身体障害者補助犬法」</p> <p>内閣府「特定非営利活動促進法」の一部改訂</p> <p>文部科学省 新学習指導要領の実施（義務教育） ・「学校完全週5日制」「総合的な学習の時間」本格実施</p> <p>文部科学省「奉仕活動・体験活動の例について」通知</p> <p>文部科学省「学校教育及び社会教育における奉仕活動・体験活動の推進に当たっての福祉担当部局との連携について」通知</p> <p>文部科学省中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」 ・奉仕、体験活動の必要性・意義、推進の仕組みづくり</p> <p>2005</p> <p>文部科学省「学習指導要領」の一部改正（高等学校） ・「総合的な学習の時間」実施 ・高等学校教科「福祉」の新設</p> <p>2006</p> <p>厚生労働省「障害者自立支援法」施行</p>	<p>「第二次ボランティア・市民活動推進5か年プラン」推進</p> <p>2002</p> <p>「福祉教育実践ワークブック」</p> <p>地域を基盤とした子どもたちの福祉・ボランティア活動・学習推進モデル事業の実施</p> <p>福祉教育スキルアップ研修モデル事業（～2003）</p> <p>2003</p> <p>『社会福祉施設における児童・生徒のための「福祉学習プログラム」の開発事業』</p> <p>2004</p> <p>「プロセスを大切にしたい学びの展開～福祉教育事例集2004～」</p> <p>「子どもと大学生がつくる福祉学習プログラムー福祉施設における児童・生徒の福祉学習プログラムの開発と大学生の福祉学習サポーター・モデル事業報告書」</p> <p>社会福祉協議会における福祉教育推進検討委員会（大橋謙策委員長）</p>	<p>動支援（現ボランティア・NPO活動支援）センターへ名称変更</p> <p>おかやまボランティア・NPO活動支援センター「ゆうあいプラザ」の受託・運営</p> <p>2003</p> <p>岡山県福祉教育推進検討会</p> <p>2004</p> <p>「出会いのかたちー実践者のための福祉教育実集ー」（岡山県福祉教育推進検討会第1期中間報告書）</p> <p>「地域型福祉学習モデル事業」実施（清音）</p> <p>2005</p> <p>ボランティア・NPO活動支援センターへ名称変更</p> <p>岡山県ボランティア・NPO活動支援センター「ゆうあいセンター」の指定管理を受ける。</p> <p>「出会いのかたち～岡山県福祉教育推進ハンドブック～」（岡山県福祉教育推進検討会第1期報告書）</p> <p>「地域型福祉学習事業」開始（総社市・高梁市・真庭市）</p>
---	--	---

参考：社会福祉法人 全国社会福祉協議会『社会福祉協議会における福祉教育推進検討委員会報告書』、2005

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会『岡山県社会福祉協議会活動50年誌』、2002

社会福祉協議会 情報一覧

NO	社会福祉協議会名	住所	TEL	FAX	福祉教育貸出器材					
					車椅子	点字器	高齢者疑似体験セット	アイマスク	その他	
1	岡山市社会福祉協議会	700-8546	岡山市鹿田町1-1-1	086-225-4051	086-222-8621	53	180	11	110	白杖(38)
		御津支部 709-2121	岡山市御津宇垣1227-2	0867-24-3121	0867-24-2934					
		灘崎支部 709-1215	岡山市灘崎町片岡207	08636-2-4265	08636-2-4629					
2	倉敷市社会福祉協議会	本所 710-0834	倉敷市笹沖180	086-434-3301	086-434-3357	265	210	14	198	貸出ビデオ(12) 白杖(1)
		児島事務所 711-0912	倉敷市児島小川町3681-3	086-473-1128	086-470-0054					
		玉島事務所 713-8121	倉敷市玉島阿賀崎1-1-1	086-522-8137	086-523-0054					
		水島事務所 712-8062	倉敷市水島北幸町1-1	086-446-1900	086-440-0154					
		船穂事務所 710-0261	倉敷市船穂町船穂1861-1	086-552-5200	086-552-9030					
		真備事務所 710-1301	倉敷市真備町筋田1161-1	0866-98-4883	0866-98-9622					
3	津山市社会福祉協議会	本所 708-0004	津山市山北520	0868-23-5130	0868-24-2979	65	50	5	50	松葉杖(5) 視覚障害者理解啓発用教材 セット
		加茂福祉センター 709-3906	津山市加茂町小中原143	0868-42-3311	0867-42-3314					
		阿波福祉センター 709-3951	津山市阿波1198	0868-46-2016	0868-46-7015					
		勝北福祉センター 708-1205	津山市新野東567	0868-36-6969	0868-36-8804					
		久米福祉センター 709-4603	津山市中北下1300	0868-57-3111	0868-57-7532					
4	玉野市社会福祉協議会	706-0001	玉野市田井5-22-1	0863-31-5601	0863-31-5638	10		3	30	白杖(3)
5	笠岡市社会福祉協議会	714-0098	笠岡市十一番町15	0865-62-3507	0865-62-3590	20	40	5		バリアフリー・絵本・トランプ・オセロ(2セット)
6	井原市社会福祉協議会	本所 715-0019	井原市井原町1110	0866-62-1484	0866-62-1496	48	35	8	50	白杖(8) ビデオ・DVD(148)
		芳井支所 714-2111	井原市芳井町吉井4103-2	0866-72-1366	0866-72-1363					
		美星支所 714-1413	井原市美星町西水砂2474-1	0866-87-4141	0866-87-4170					
7	総社市社会福祉協議会	本所 719-1131	総社市中央1-1-3	0866-92-8555	0866-94-0089	33	40	26		白杖(19) 点字ブロック(3セット/60枚入り)
		山手事務所 719-1163	総社市地頭片山147	0866-93-5518	0866-93-9252					
		清音事務所 719-1172	総社市清音軽部1135	0866-92-2400	0866-92-8162					
8	高梁市社会福祉協議会	本所 716-0029	高梁市向町21-3	0866-22-7243	0866-22-0845	73		5	12	特殊ベッド(26) シャワー椅子(7) エアーマット(6) 電動昇降機(3)
		有漢支所 716-1321	高梁市有漢町有漢3387	0866-57-3218	0866-57-9355					
		成羽支所 716-0111	高梁市成羽町下原606	0866-42-2005	0866-42-9811					
		川上支所 716-0201	高梁市川上町地頭2070-1	0866-48-9770	0866-48-9771					
		備中支所 716-0304	高梁市備中町布賀3513-2	0866-45-3131	0866-45-3295					
9	新見市社会福祉協議会	本所 718-0011	新見市新見122-5	0867-72-7306	0867-71-2088	20	20	8	5	白杖(5)
		大佐支所 719-3503	新見市大佐小阪部1482-1	0867-98-3119	0867-98-3562					
		神郷支所 719-3611	新見市神郷下神代3946	0867-92-6677	0867-92-6675					
		哲多支所 718-0303	新見市哲多町本郷574-1	0867-96-3111	0867-96-3161					
		哲西支所 719-3701	新見市哲西町矢田3604	0867-94-3333	0867-94-2168					
10	備前市社会福祉協議会	705-0001	備前市伊部1808	0869-64-3033	0869-64-3689	102	24	16	68	妊婦体験ジャケットモデル(1) 白杖(15) 点字ブロックセット(1)
		日生支所 701-3204	備前市日生町日生639-16	0869-72-2510	0869-72-3212					
		吉永支所 709-0225	備前市吉永町三股19	0869-84-3839	0869-84-3844					
11	瀬戸内市社会福祉協議会	本所 701-4246	瀬戸内市邑久町山田庄862-1	0869-22-2940	0869-22-1850	32	11	9	40	
		牛窓支所 701-4302	瀬戸内市牛窓町牛窓4910-1	0869-34-6924	0869-34-5631					
		長船支所 701-4264	瀬戸内市長船町土師277-4	0869-26-3100	0869-26-3386					
12	赤磐市社会福祉協議会	本所 709-0821	赤磐市河本778-1	086-955-8777	086-955-7788	70	109	17	91	白杖(40) 点字絵本(7) 福祉ビデオ(9) エアーマット(4)
		山陽支所 709-0821	赤磐市河本778-1	086-955-8777	086-955-7788					
		赤坂支所 701-2222	赤磐市町苅田517-1	086-957-2334	086-957-4835					
		熊山支所 709-0705	赤磐市松木636-1	08699-5-2336	08699-5-2642					
		吉井支所 701-2503	赤磐市周匝136-1	086-954-2533	086-954-2454					

社会福祉協議会 情報一覧

NO	社会福祉協議会名	住所	TEL	FAX	福祉教育貸出器材						
					車椅子	点字器	高齢者疑似体験セット	アイマスク	その他		
13	真庭市社会福祉協議会	落合本所	719-3144	真庭市落合垂水1901-5	0867-52-1500	0867-52-1504	154	53	38	18	
		落合支所	719-3144	真庭市落合垂水1901-5	0867-52-1519	0867-52-1504					
		北房支所	716-1433	真庭市下峇部248	0866-52-2900	0867-52-4255					
		勝山支所	717-0013	真庭市勝山68-2	0867-44-5091	0867-44-5229					
		湯原支所	717-0403	真庭市下湯原47	0867-62-7111	0867-62-3181					
		久世支所	719-3201	真庭市久世2928	0867-42-1005	0867-42-1305					
		美甘支所	717-0103	真庭市美甘4134	0867-56-7008	0867-56-2033					
		川上支所	717-0602	真庭市蒜山上福田425	0867-66-3920	0867-66-3080					
		八束支所	717-0503	真庭市蒜山富山根154-1	0867-66-7151	0867-66-7152					
		中和支所	717-0513	真庭市蒜山下和1801	0867-67-2757	0867-67-7229					
14	美作市社会福祉協議会	本所	709-4234	美作市江見280	0868-75-2622	0868-75-7081	64	20	2		ベッド(6) 白杖・アイマスク(10)
		勝田支所	707-0201	美作市梶並70	0868-77-2900	0868-77-2933					
		大原支所	707-0412	美作市古町1850-1	0868-78-0509	0868-78-3230					
		東栗倉支所	707-0403	美作市東青野844-1	0868-78-2800	0868-78-2946					
		美作支所	707-0014	美作市北山401	0868-72-3677	0868-72-3969					
		英田支所	707-2604	美作市福本806-1	0868-74-2488	0868-74-3232					
15	浅口市社会福祉協議会	鴨方本所	719-0243	浅口市鴨方町鴨方73	0865-44-7744	0865-44-7110	75	40	5	19	福祉車両(2)
		金光支所	719-0104	浅口市金光町占見新田751	0865-42-7308	0865-42-5459					
		寄島支所	714-0101	浅口市寄島町7540-5	0865-54-3317	0865-54-3114					
16	建部町社会福祉協議会		709-3142	岡山市建部町建部上564	0867-22-1770	0867-22-1770	22		2		
17	瀬戸町社会福祉協議会		709-0861	岡山市瀬戸町瀬戸54-1	086-952-4441	086-952-2225	14	15			
18	和気町社会福祉協議会	本所	709-0495	和気郡和気町尺所555	0869-93-2002	0869-93-2002	46	44	1	50	白杖(30) ビデオテープ(196)
		佐伯支所	709-0511	和気郡和気町矢田311-1	0869-88-9888	0869-88-9888					
19	早島町社会福祉協議会		701-0303	都窪郡早島町大字前潟249-1	086-482-3000	086-482-3044	5	10 (簡易版)	2	10 (手づくり品)	福祉図書(閲覧のみ) ビデオ(介護の基礎と実践20 巻1セット)
20	里庄町社会福祉協議会		719-0301	浅口郡里庄町大字里見1107-2	0865-64-7218	0865-64-3618	21		1		
21	矢掛町社会福祉協議会		714-1201	小田郡矢掛町矢掛3016-1	0866-82-0848	0866-82-9170	41	45	3	55	電動ベッド(29)
22	新庄村社会福祉協議会		717-0201	真庭郡新庄村1998-1	0867-56-2001	0867-56-3380	12		4		
23	鏡野町社会福祉協議会	本所・鏡野地域福祉センター	708-0333	苫田郡鏡野町古川439-1	0868-54-1243	0868-54-3699	20	15	12	10	白杖(2) 赤ちゃん(1)
		富地域福祉センター	708-0701	苫田郡鏡野町富西谷119	0867-57-2026	0867-57-2040					
		奥津地域福祉センター	708-0421	苫田郡鏡野町井坂495	0868-52-2940	0868-52-2948					
		上齋原地域福祉センター	708-0601	苫田郡鏡野町上齋原480-1	0868-44-2492	0868-44-2078					
24	勝央町社会福祉協議会		709-4334	勝田郡勝央町平242-1	0868-38-2160	0868-38-7103	7		5	4	白杖(4)
25	奈義町社会福祉協議会		708-1323	勝田郡奈義町豊沢507-2	0868-36-6363	0868-36-7005	5		2		
26	西栗倉村社会福祉協議会		707-0503	英田郡西栗倉村影石95-1	0868-79-2561	0868-79-2862	5				
27	久米南町社会福祉協議会		709-3614	久米郡久米南町下弓削515-1	0867-28-2000	0867-28-3630	26		2	2	電動ベッド(3)
28	美咲町社会福祉協議会	中央地区福祉センター	709-3717	久米郡美咲町原田3108-10	0868-66-2940	0868-66-2941	10		1		
		旭地区福祉センター	709-3416	久米郡美咲町東堺和190	0867-27-2203	0867-27-2204					
		柵原地区福祉センター	708-1523	久米郡美咲町吉ヶ原854	0868-62-7143	0868-62-1174					
29	吉備中央町社会福祉協議会	本所	716-1122	加賀郡吉備中央町竹荘541	0866-54-1818	0866-54-1908	25	20	8	25	老人介護実習モデル(小春)(1) 妊婦体験セット(1) 点字ブロック(1セット) 白杖(10)
		やすらぎ事業所	709-2412	加賀郡吉備中央町円城540-4	0867-34-1522	0867-34-1635					

福祉のこ とば

あ行

・インクルージョン (inclusion)

西欧の障害児教育ですすめられた統合教育(インテグレーション)が、現実には形式的な場の統合にとどまっている例が多いという問題への対応として提唱されたのがインクルージョン(包み込み)であった。それぞれニーズの異なる障害者の個別化されたプログラムによって教育や援助をしていくことを意味し、実質的な統合・共生をめざすものである。

・インテグレーション (integration)

文字どおりでいえば「統合」という意味であるが、社会福祉においては「共に生きる・共生」という意味合いで使われることが多い。もともと障害児教育と通常の教育の統合というテーマで追求されていた理念目標であるが、社会福祉分野においても使われるようになり、心身にハンディキャップがあっても社会のなかで皆と平等に暮らせるようにすることをいう。ノーマライゼーション理念の具体化された社会がインテグレートされた社会ということになる。反対語として、隔離収容 (segregation) や分離処遇 (separation) などがあげられる。

・ウェルビーイング (well-being)

世界保健機関 (WHO) 憲章の前文中の健康の定義に「健康とは、完全な肉体的、精神的、霊的及び社会的に良好な状態 (well-being) であり、単に疾病または病弱の存在しないことではない」と述べられ注目された。現在では、児童の権利に関する条約その他においても広く用いられ、「ウェルフェア」よりも各々人の自己実現も目的とした、積極的で権利性の強い意味合いを含むものとして理解され、普遍性をもつ概念となっている。

・ウェルフェア (welfare)

広義には人々の幸福・安寧を意味する概念であり、「福祉」と訳されることが多い。狭義には社会的に弱い立場にある人々への制度や援助観を指す文脈で使用されることがある。ウェルビーイングとの対比で用いられる場合、救済的、慈恵的、恩恵的な思想を背景とした、対象を限定した最低限度の生活保障として行われる事後的、補完的、代替的な概念を意味する。自己実現や個人の権利保障といった基本的人権を抛り所とした援助では

なく、たとえば「保育に欠ける児童」という言葉に代表されるように何らかの「社会的なハンディキャップ」の要件を満たす層に対して限定的に行われる制度及び援助観である。

・エコマップ

「生活関係図」「生態系図」と称される。A. ハートマンによって福祉アセスメントの手段として考案された。当事者(家族)の生活関係や社会資源を描き出し、援助の展開に役立てる。ケースによっては、利用者も参加してエコマップを作成し、問題状況を話し合い分析することができる。

・NPO (Non Profit Organization)

民間非営利組織と訳される。民間の非営利活動、公益活動を行う団体である。広義には社団法人、財団法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人などの公益法人や協同組合も含む。狭義には平成10(1998)年12月に特定非営利活動促進法が施行されたことで、草の根の住民活動団体や市民活動団体をNPOとよび、特定非営利活動促進法に基づく法人格を取得した団体をNPO法人とよんでいる。

・エンパワメント (empowerment)

最近注目されている利用者に対する援助技術の考え方の1つで、エンパワメントを意識した援助をするためには、利用者が、①力を失っている自分の状態に気づくこと、②利用できる社会資源の知識を得ること、③自分と社会との関係を見直すこと、④問題解決の技術を身につけること、ができるように支援する必要がある。そうした支援をするためには、①利用者の個別性を尊重しながら、パートナーとしての関係をつくること、②利用者の尊厳と価値を尊重しながら、課題の焦点を支持し続けること、③問題解決の学習の場として、利用者自己決定の機会を提供すること、といった技術が求められる。

・音訳

音声翻訳の略。

か行

・介護予防

元気な高齢者に対する支援にとどまらず、要介護状態になることを防ぐ、また要介護状態にあっても、状態がそれ以上に悪化しないようにすること

を目的とする支援である。具体的には、第1次予防としての介護予防一般高齢者施策、第2次予防としての介護予防特定高齢者施策を合わせて地域支援事業が対応し、第3次予防として、要支援1・2を対象とする新予防給付、要介護1～5を対象とする介護給付をいう。ちなみに、サービスの内容をみると、地域支援事業（介護予防として特定高齢者の把握、通所型・訪問型介護予防事業を内容とする介護予防特定高齢者施策、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、介護予防一般高齢者施策、さらに地域包括支援センターを軸とする介護予防ケアマネジメント）と新予防給付（介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーションを内容とする介護予防サービス、小規模多機能型居宅介護や認知症対応型通所介護等の地域密着型介護予防サービス、介護予防支援）、介護給付（既存のサービス）である。なお、介護予防とまちづくりについては、介護予防事業に係る市町村介護保険事業計画に関する研究班（主任研究員烏帽子田彰）「介護予防に係る市町村介護保険事業計画に関する報告書」「第3部市町村介護保険事業計画とまちづくり・地域づくり」（執筆責任者市川一宏）を参照されたい。

・ケア

必ずしもコンセンサスを得た概念とはいえないが、従来からある介護、介助、看護、世話、（子どもの）養育等の行為を総称する用語として1990年代以降、頻繁に用いられるようになった。広井良典は、その著書『ケア学』（医学書院、2000年）のなかで、「他者を気遣い配慮すること」を最も広義なケアの特性とみて、これを人間に特有な行為であると述べている。

・ケアマネジメント

個別的な福祉援助を効果的かつ効率的に提供するため複数の専門職合議による、ニーズのアセスメント、ケアプラン作成、援助活動のコーディネート、モニタリング等の一連のプロセス。

・ケースカンファレンス

事例にかかわる援助者が集まり、援助の質の向上をめざして援助内容や援助方針について検討する会議のこと。わが国では、チームによる事例検討会とほぼ同義で用いられている。対人援助の領域においては有意義なケースカンファレンスの開催が不可欠であるが、とりわけスーパービジョンの実践の場として極めて重要な意味をもっている。援助専門職によるケースカンファレンス（事例研究会）の意義は多岐にわたる。事例研究

の意義としては、①事例を深める、②事例を追体験する、③援助を向上させる、④援助の原則を導き出す、⑤実践を評価する、⑥連携のための援助観や援助方針を形成する、⑦援助者（ワーカー）を育てる、⑧組織を育てる、の8つが指摘できる。

・コーディネーター

二者あるいはそれ以上の個人、機関、施設、団体との間に対等の関係をつくって、それぞれが最大限の機能を発揮するように調整する専門家。

・国際障害分類（International Classification of Impairments, Disability and Handicaps:ICIDH）

疾患の概念は国際疾病分類（ICD）を基本として、病因、病理、症状発現という因果関係によって説明できる。診断が大切なのは、病因や病理を除去・修復すれば健康が回復するからである。しかし、近年、医学と医療技術の進歩にともない疾病構造が変化し、急性感染症よりも慢性疾患がより重要な位置を占めるようになってきた。病気は治ったものの、その後に残された運動障害（dismobility）を中心とするさまざまな障害に対してリハビリ治療を行うには、従来の医学的モデルでは不十分である。そこで、1980年に世界保健機構（WHO）によって、障害を機能障害、能力低下、社会的不利の3つのレベルに分ける国際障害分類が制定された。リハビリ医学においてはICIDHに基づいて、障害を機能障害、能力低下、社会的不利の3つのレベルに分ける考え方が定着している。

・国際生活機能分類（ICF）

世界保健機構（WHO）は、1980年に国際疾病分類（ICD）のファミリーとして国際障害分類（ICIDH）を提案した。国際障害分類では、疾病による機能障害、能力障害、社会的不利を示した。2001年改定のICFでは、ICIDHで使用していた用語を中立的名称に変更して、機能障害が心身機能と構造に、能力障害が活動に、社会的不利から参加になった。そして、環境因子、個人因子の概念が加わっている。

・コミュニティ

コミュニティの定義は実に多様であるが、それらに共通しているのは「地域性」と「共同性」を条件として営まれる生活活動であり、ある範囲における利益や価値観などを共有する人々の集まりであるという規定である。しかしながら、交通や通信手段などが大きく変化し、地域社会のグローバル化が進んだ結果、今日では居住の

遠近に基づく地域性は、コミュニティの構成要件として副次的なものになりつつある。

・コミュニティケア

イギリスにおいて、大規模な精神病院や社会福祉施設への長期入所に対する反省から、できるだけ地域において必要なサービスを利用して生活できるように援助するべきとの考えのもとに展開されている政策であり、実践である。この考え方は、1950年代に精神障害者を病院から社会へ復帰させ、地域での自立生活を支援するという政策のもとに事実上はじまる。この考え方は、1968年の『シーボーム報告』で大きな発展をみることになる。その後、コミュニティケアのあり方は、1982年の『パークレイ報告』（『ソーシャルワーカーの役割と課題』）により、コミュニティソーシャルワークという考え方や近隣住民によるインフォーマルケアの位置づけをめぐって新たな論議を提起する。さらには、1990年の『国民保健及びコミュニティケア法』により、コミュニティ計画の策定や個別のニーズに対応するケアプランの作成といったケアマネジメントの確立等の“コミュニティケア改革”とよばれる改革が進む。それは、“補助から契約へ”といった社会福祉サービスのあり方の見直しとともに、福祉サービス供給組織の多元化へとつながった。日本では、昭和44（1969）年の東京都社会福祉審議会の「東京都におけるコミュニティケアの進展について」と題する答申で、事実上考え方が導入され、大きな関心をもたれ、その後の地域福祉のあり方に大きな影響を与えている。

さ行

・自己覚知

ワーカー自身を支援活動において活用し、利用者の視点を最大限尊重し、よりよい援助を提供するために、ワーカーが1個人としての信条、行動様式、パーソナリティや能力、感情のメカニズムや、ワーカーになった動機づけ、社会福祉援助技術の価値・倫理の内在化などについて洞察を深め、理解しておくこと。

・自己決定

社会福祉専門職が、自らもつ目標や行動・判断基準、信条などを、援助を必要とする人々に押しつけるのではなく、その人々が生活の営みを自らの意思と力で、かつ自らの責任と計画のもとで推進できるよう側面的に援助する際の基本原則の1つ。

・自己実現

人々の能力や資質は多様であり、またそれぞれのもつ価値観も多様である。その意味では、人々は他人と同質の社会的な、あるいは経済的な成功や地位を手にすることはできないし、生活を営むことも不可能である。むしろ、人々は、他人との比較によってというよりは、自己のもつ能力や資質あるいは価値を十分に発揮するという、すなわち自己を実現するということのなかに、人間としての本質的な喜びと充足感を見出すのである。

・社会参加

人々が生きるということの最終的な目標は、その自己を実現するということである。しかし、人々は1人では自己実現を達成することは不可能である。人々は、常に社会のなかに存在し、その社会に参加し、そこで一定の役割を付与され、それを演じ、そのことを通じて社会的な評価を獲得することによって、生きることの喜びと充足感を手にすることができる。自己実現と社会参加は、いわば人が生きるということの車の両輪である。

・社会資源

多様な生活上の諸課題を充足するための社会福祉の諸サービスの実施にあたって活用し得る人的、物的、制度的資源の総称である。具体的には各種の法律、施設・機関・団体、設備、資金、専門家、ボランティア、市民の理解など、有形・無形の資源が含まれる。

・社会福祉協議会

社会福祉法に規定された地域福祉推進を目的とする中核的民間組織。全国、都道府県、市町村の各レベルにあり、平成15（2003）年4月1日現在、市町村社協99.4%、区社協92.2%が社会福祉法人格をもっている。社会福祉法では、「社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉活動への住民の参加援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、調整及び助成」などが主な業務とされている。近年は、在宅サービスの事業運営をする傾向が強まっており、介護保険制度発足とともに、その傾向は一層強くなっている。

・社会福祉法

社会福祉関係事業（社会福祉を目的とする事業）の全分野共通の基本事項について定めた法律。平成12（2000）年の社会福祉事業法から改称した際に、「福祉サービスの利用者の利益の保護」と「地域における社会福祉（以下「地域福祉」とい

う)の推進」が明示された。また、従来の「社会福祉事業が公明かつ適正に行われることを確保」に加え、「社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図る」点を明確にした。社会福祉事業法が社会福祉事業中心の記述であったのに対し、大きな変化をしている。

・社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより、設立される法人。社会福祉事業法以前は、法人としては、民法による社団法人、財団法人となっていたが、社会福祉事業の公共性と純粋性を確立するために定められた。第一種社会福祉事業は、国、地方公共団体のほかは社会福祉法人のみが、これを実施できる。

・住民参加型在宅福祉活動

地域において問題意識をもつ住民が自主的・主体的に行う、在宅福祉サービスを担う活動。

・小地域福祉活動

社会福祉協議会が、長年すすめてきた住民の福祉にかかるシステム化された主体的活動の総称。この場合、小地域とは町内会・自治会単位や連合町内会・自治会単位、小学校区、中学校区であり、必ずしも特定できないが、住民の日常生活圏と理解してよい。活動の形態も、福祉ニーズの発見から、近隣の助けあい活動、専門機関をも含めた個別支援のネットワークまで幅が広い。活動の担い手も民生委員・児童委員や福祉委員、自治会員、老人クラブ会員など多彩である。この活動は、地域の福祉力を高め、福祉コミュニティづくりをめざすものと位置づけられる。

・生活の質

QOL (Quality of Life) の訳語。社会福祉においては、社会の生産力が低かった時代には、その構成員に対していかにして最低限度の生活を保障するかということが課題となった。しかし社会が高度の生産力をもつようになると、生活の量的な側面だけでなく、快適性、個別性、選択性などの質的な側面、すなわち生活の質の向上、確保ということが課題となってくる。

・世界保健機構 (WHO)

1948年に設立された専門機関で国際政府組織の1つ。本部はスイスのジュネーブにおかれている。世界の人々の健康増進のため、伝染病等の予防活動や国際的基準の作成、情報収集などを行っている。

た行

・地域福祉

地域福祉とは利用者の在宅生活を支援することであり、一般にコミュニティケアと総称される。地域福祉が、新しい社会福祉の概念として登場し、本格的に理論化され始めたのは、1970年代と、比較的最近のことである。もちろん、地域を基盤とする福祉(社会事業)実践は、戦前においても方面委員(現民生委員)活動をはじめさまざまに展開され、今日の源流をなしていたが、「地域福祉」という名称を与えられて研究が開始されるのは70年代以降である。

この30年の間には、国内外の政策的動向や実践の広がりにあわせて、地域福祉理論の体系化が大幅に進展した。理論の系譜を大別すると、地域組織化や地域開発・アクションなど、住民自らの問題解決・まちづくり運動アプローチとしてのコミュニティワークの系と、在宅福祉サービスや予防・環境改善サービスなど国・地方自治体の政策的問題解決計画アプローチとしてのコミュニティケアの系があり、両者をどのように構成するかによって、諸見解を生み出してきた。たとえば、「主体論」の岡村重夫や「ボランティア・アクション論」の阿部志郎、「資源論」の永田幹夫や「経営論」の三浦文夫が、70年代・80年代の時代的要請に応える形で代表的論調をリードしてきた。90年代に入って右田紀久恵は、これまでの地方分権論と住民主体論を両輪に「あらたな公共の構築」を「公共的営為としての地域福祉実践」として提案した。いわゆる「自治型地域福祉論」である。これは、コミュニティケアを主軸とする「在宅福祉型地域福祉論」と並んで今日の地域福祉理論を代表する二類型と位置づけられている。

また、2000年6月の「社会福祉法」への改正により、「地域福祉の推進」が明記され、自治体の地域福祉計画策定の義務化や、民間サイドの社会福祉協議会、共同募金、民生・児童委員の活性化などが挙げられている。いよいよ、政策・実務・運動などを組み込む地域福祉実践のアーリーナで、新たな公共をめざす試みの内実化が進む時代が到来したといえよう。

・地域福祉活動計画

住民や民間福祉活動の行動計画を定めたもの。住民参加による策定委員会などが策定主体となる。市町村社会福祉協議会が事務局となる場合が多い。行政計画である市町村地域福祉計画との連携も求められる。

・地域福祉計画

社会福祉法第107条により、市町村が、地域における福祉サービス利用の推進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉活動への住民参加の促進等について定める計画で、策定は努力義務である。その内容は地方自治法による基本構想に即したものとし、策定過程には住民参加が求められる。

・地域包括支援センター

平成17(2005)年6月の介護保険法の改訂で、平成18(2006)年4月より介護保険の保険者である市区町村が、人口2~3万人に1ヵ所設置することになったもの。介護保険の要介護認定で自立及び要支援1・2と認定された者などを対象に、介護保険による新予防給付や地域支援事業にかかわる機関で、地域支援の総合相談や権利擁護、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的なマネジメントを行うとされている。

・点訳

点字翻訳の略。

な行

・ニーズ

個人がある状況下で、不足や過剰を体験すると、そのなかで自身を安楽かつ有能に維持するためニーズ(欲求)とよばれる緊張状態が引き起こされ、この欲求の存在により人間の行動が起こるとされる。欲求にはさまざまな分類がある。一般的には、基本的欲求(生命を維持するための生理的欲求と種族維持のための欲求)と、社会的欲求(生きることがさらに発展させたり、生きることの意味を見出したりする欲求)に分類される。

・ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセン(Bank-Mikkelsen, N. E. 1919~1991年)らが、知的障害者に対する施設収容型福祉の改善を求めた運動からはじまる。誰もが住み慣れた自宅・地域で暮らし、誰もが学び、働き、政治に参画でき、性生活を営み、結婚する権利がある。この提唱が社会福祉全般の理念と実践へと広がっていく。とりわけ在宅福祉や地域福祉を推進する原動力になった。

は行

・バリアフリー

公共の建築物や道路、個人の住宅等において、障害者・高齢者の利用にも配慮した設計のこと。具体的には、車いすでの通行可能な道路や廊下の幅の確保、段差の解消、手すりの設置、点字の案内板の設置等があげられる。バリアの意味を広くとらえる場合には、①物理的バリア、②制度のバリア、③文化・情報のバリア、④意識のバリアの4つのバリアがある。

・ファシリテーター (facilitator)

ソーシャルワーカーが担う役割の一つで、「促進者」あるいは「状況・条件整備者」などといわれる。援助を必要とする個人や集団に対して、彼ら自身による問題解決に向けての行動を促し、さまざまな社会資源を活用しながらそれを可能にする条件を整備していく者という意味である。グループワークの例をあげるならば、メンバー間の相互作用や協力関係を促進しながら、メンバーのグループ活動への参加を最大限に可能にし、あるいはそのための環境的条件を整備するといったような、クライアントの問題解決に向けての自発的、能動的な行動を促す役割のことである。

・福祉NPO

特定非営利活動法人などに代表される、ボランティア活動や当事者活動などから生まれた市民が運営する民間社会福祉サービス組織の総称。社会福祉サービス利用者のニーズが多元化するなかで、その発展が今後一層期待されている。

・福祉課題

住民ニーズは、ときとして本人に自覚化されなかったり、自覚はされても、その解決や充足の必要性が十分に意識されていないといった場合もある。住民ニーズを種々の福祉事業や活動によって解決していくために、ニーズの内容を明確にし、解決すべき課題として明らかにしていくことが必要となる。したがって、福祉課題とは解決すべき課題が明確にされた住民ニーズである。

・福祉活動専門員

設置要綱(厚発社援第300号、平成6[1994]年9月30日)によれば、福祉活動専門員は市区町村社協に置かれ、身分は市区町村社協の職員とし、市区町村の区域における民間社会福祉活動の推進方策について調査、企画及び連絡調整を行うとともに広報、指導その他の実践活動の推進に従事することがその職務とされている。また、任用資

格については、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に理解と熱意を有し、社会的信望がある者で、社会福祉士又は社会福祉法第19条に規定する社会福祉主事の任用資格を有する者を任用しなければならない、などとなっている。

・福祉事務所

社会福祉法第3章で扱われている「福祉に関する事務所」のことで、都道府県、指定都市、特別区、その他の市では設置しなければならないとされている。町村は設置することができる。福祉事務所は社会福祉行政の第一線機関で、生活保護法、児童・身体障害者・知的障害者・老人・母子及び寡婦の各福祉法に定める業務などを行っている。福祉事務所は、保健所と合同し、保健福祉事務所と名称変更している場合もある。平成17(2005)年4月現在、全国で1,227カ所ある。

・ふれあい・いきいきサロン

平成7(1995)年に全社協が提案した住民の自発的な活動形態の1つの名称。定義は「地域を拠点に、住民である当事者とボランティアとが協働で企画をし、内容を決め、共に運営していく楽しい仲間づくりの活動」としている。この活動の対象は、高齢者だけでなく地域の障害者、子育て中の親など多様である。特に、種々の事業により、閉じこもりがちな人たちが気軽に仲間づくりを促進し、地域でいきいきと元気に暮らせることをめざす活動である。活動の場所も、自宅開放から公民館など、地域の実情に即して展開している。近年は寝たきりや認知症の予防活動と位置づけ、町内会・自治会単位で開発がはじまっている。

・ボランティアコーディネーター

社会福祉施設、病院、社会教育施設、NGOなど、ボランティア活動が行われる組織や推進機関で「市民のボランティア活動を支援し、その実際の活動においてボランティアならではの力が発揮できるよう、市民と市民または組織をつないだり、組織内での調整を行うスタッフ」と定義される(日本ボランティアコーディネーター協会)。ボランティアを受け入れる組織では、受け入れ方針の策定、活動プログラムの開発、活動支援や活動評価、組織内調整などを行う。ボランティアセンターなど仲介支援機関では、ボランティア活動に関する情報の収集・提供、活動団体、受け入れ団体などのネットワークや活動支援、資源開発などを行う。

・ボランティアセンター

ボランティアセンターはボランティア活動の推進・支援を行う機関である。わが国では、1965(昭和40)年前後から、社協や民間ボランティア活動推進団体が設置を始めた。1990年代からは、一部の大学・学校、企業・労働組合などでボランティアセンターを設ける例もみられるようになった。ボランティアセンターは、①ボランティア活動の情報把握・提供、②普及啓発や活動機会の提供、③活動する個人・団体への支援、④ボランティアによるサービスの開発・実施、⑤推進機関間のネットワークづくりなどを行う。

ま行

・マズロー(Maslow, A.; 1908~1970)

アメリカの心理学者。人間主義心理学を提唱した。人間のニーズのヒエラルキーをつくり、下位から上位にかけて、①生理的欲求、②安全の欲求、③所属と愛情の欲求、④自尊の欲求、⑤自己実現の欲求、とした。下位の欲求が充足されるにつれて、上位の欲求が発現するとした。

や行

・有償ボランティア

ボランティア活動に対する労働対価ではなく、人為的に設定された低額の報酬を得るボランティア。主に、住民参加型在宅福祉サービスを担う人々を指す。高齢社会の到来や、ノーマライゼーション推進のなかで、在宅ケアを行うボランティアの需要が高まってきた。ボランティアであっても、必要な援助技術を身につけていることや、頻度の高いニーズにも責任をもって、継続的に活動が提供できることが必要になってきた背景から、組織的なボランティア団体のあり方として生まれてきた。無償性を掲げている従来のボランティアと微妙な緊張関係であったが、1998年の特定非営利活動促進法の成立で、再び市民活動として合流できる可能性が出てきた。

・ユニバーサルデザイン

障害のある人とない人の分け隔てなく、誰もが住みやすいまち、公園、使える道具、おもちゃなどが次第に広がってきている。アメリカの建築家や工業デザイナーが提唱した考え方である。社会にバリアがあることを前提とした「引き算のデザイン」ではなく、バリアがないように「足し算のデザイン」を初めから考慮して、誰もが使いやすく、楽しみやすいものにするというもの。バリアフリ

一は、改めて配慮するとコスト高になるので、初めから組み込んだものとしてのデザインを採用すべきだとの動きである。

・要支援・要介護

介護保険制度からサービスを受給できる基準で、要支援 1、2 は新予防給付が受けられる。要介護は 1～5 に分かれ介護給付が受けられる。要介護 1～5 のそれぞれに対して、在宅サービスの場合には支給限度単位が決められており、利用者はその範囲でサービスを利用する。介護保険施設では、施設の種類ごとに要介護度別に給付額が決められている。

・ 4 つの P

パールマン (Perlman, H. H.) によるケースワークの定義から導き出されたケースワークの構成要素。「人々 (person) が社会的に機能するあいだに起こる問題 (problem) をより効果的に解決することを助けるために福祉機関 (place) によって用いられるある過程 (process)」という定義から、人 (person) = クライアント、問題 (problem)、場 (place) = 福祉機関、過程 (process) という 4 つを取り出してケースワークの構成要素とした。

ら行

・老人クラブ

同一小地域に居住する高齢者が自主的に集まり、健康増進、教養の向上、地域社会との交流などの総合的な実施をめざしている。平成 17 (2005) 年 3 月末で、老人クラブ数は 12 万 9,000 クラブ、会員数は約 827 万人である。

わ行

・ W A M N E T

旧社会福祉・医療事業団が構築し、独立行政法人福祉医療機構が実施している電子情報網で、介護サービス事業者に関する情報を提供している。

出典

社会福祉法人 全国社会福祉協議会「社会福祉学習重要語句集 2006」、2006 年 3 月 24 日

★この「出会いのかたち」で用いている

ことばのご紹介★

・障がいのある人

法律上は「障害者」という言葉が使われておりますが、本検討会では、検討のうえ「障がいのある人」という表現を用いています。